

○司法書士会業務賠償責任保険運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、釧路司法書士会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)
第78条の8の規定に基づき、司法書士業務賠償責任保険(以下「本保険」という。)の運用
に関し、必要な事項を定める。

(被保険者)

第2条 本保険の被保険者は、本会に所属する司法書士である会員(以下「司法書士会員」という。)
及び司法書士法人である会員(以下「法人会員」という。)とする。

2 被保険者は、本会入会時に被保険者たる地位を取得し、本会退会時に被保険者たる地位を
失う。

(契 約)

第3条 本会は、日本司法書士会連合会(以下「連合会」という。)が包括契約を締結した保険会社
の中から本会が選定した保険会社(以下「委託保険会社」という。)との間で個別契約を締結
する。

(被保険者の異動)

第4条 本会は、前条に定める契約の締結後に被保険者たる会員につき、会則第18条第3項各号
に関する異動があった場合は、委託保険会社に通知する。

(保険料)

第5条 本会は、毎年度連合会と協議の上委託保険会社との間で年間保険料を定める。

(てん補限度額)

第6条 本保険のてん補限度額は、次のとおりとする。

(1) 業務補償

司法書士会員1名又は法人会員1法人あたり、1事故につき1000万円、保険期間中
(1年)は合計2000万円までとする。

(2) 施設補償

会員の施設の瑕疵により依頼者等の身体及び財物に関して損害を与えた場合の補償と
して、身体補償は、依頼者等1名につき1000万円、1請求2000万円まで、財物
補償は、1請求1000万円までとする。

(免責金額)

第7条 本保険の免責額は、1事故あたり100万円とする。

(廃業担保特約)

第8条 本会は、本保険に廃業担保特約を付加し、その期間は廃業後5年間とする。

(記録の備付)

第9条 会員は、司法書士法(以下「法」という。)施行規則第29条及び本会会則第90条に定め
る領収書並びに法施行規則第30条及び本会会則第91条に定める事件簿を完備しなけれ
ばならない。

2 前項の領収書及び事件簿の保存期間について、特に業務賠償を請求されるおそれのある事
件に関しては、法施行規則の規定にかかわらず、事件完了後5年間とする。
廃業した場合も同様とする。

(保険事故の報告)

第10条 会員は、会則第78条の5に基づき、保険請求報告案件に該当する事故(以下「保険事故」という。)の発生を知ったときは、遅滞なく本会及び委託保険会社に対し、別紙第1号様式にてそれぞれ報告しなければならない。

2 前項の報告は、任意保険に加入している場合でそれが第3条の委託保険会と異なるときは、その任意保険会社に対しても同様とする。

3 本会は、事故内容が特に重要と判断される場合は、連合会に日司連運用規則別紙第1号様式にて関係書類を添え通知するものとする。

(事故処理委員会への付議)

第11条 本会は、前条の報告があった場合、必要と認めるときは、委託保険会社(前条第2項の任意保険会社を含む。以下同じ。)と協議の上、本会事故処理委員会(以下「委員会」という。)に付議することができる。

(中央事故処理審査会への付議)

第12条 本会は、委員会が必要と認めるときは、連合会に対し、中央事故処理審査会への付議を求めることができる。

(会員の報告)

第13条 会員は、本会に対し、委託保険会社より保険事故処理に関する決定を受け、保険を受領し、又は決定を受ける前に請求者に対し賠償金を支払ったときは、その内容及び支払金額等につき、支払完了後3週間以内に、別紙第2号様式により報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年1月1日より施行する。
(平成16年9月21日・22日 日司連理事会承認)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、改正司法書士会会則の認可の日から施行する。
(平成17年3月17日・18日 日司連理事会承認)

附 則 [平成25年6月29日 理事会承認]

(施行期日)

1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。